

[事案 25-107] 解約取消等請求

・平成 26 年 5 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

配偶者が無断で個人年金保険を解約したことを理由に、解約の無効または既払込保険料と解約返戻金との差額の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 7 月に契約していた個人年金保険を、平成 8 年 3 月に配偶者が解約した。

しかしながら、以下のとおり、契約者である自分に無断で解約手続が行われたものなので、解約の無効（主張①）、もしくは元本割れした金額（既払込保険料と受領済解約返戻金との差額）を返還（主張②）してほしい。

(1) 自分は解約を認識しておらず、解約請求書は自分の署名ではない。

(2) 解約時に証券紛失と処理されているが、証券は手元に持っていることから、正当な解約処理が行われたとは言えない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 解約返戻金は申立人（契約者）本人の預金口座へ送金しており、また、解約請求書には届出印が押されており、契約申込書の筆跡と似ている。

(2) 解約後、契約内容を知らせる通知に本契約は記載されておらず、口座からも本契約の保険料相当額の引去りがなされていない状況であった。その間、何らの申し出もなかったこと等から、解約は申立人の意思にもとづいているといえる。

(3) 契約者である申立人に無断で配偶者が解約したとしても、当社はそれを知り得ず、届出印での確認等を行っており善意無過失であるため、債権の準占有者に対する弁済（民法 478 条）に該当し、解約は有効である。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人夫婦、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 主張①について

(1) 有権代理について

約18年前の解約時の状況は詳細に認定できないが、申立人は預金通帳と銀行印を配偶者に預け、帳面や印鑑、銀行のことは配偶者に任せていたということから、契約申込・解約も含む包括的な代理権を配偶者に授与していたと評価する余地もある。

(2) 表見代理の成否について

上記(1)のような包括的な代理権が配偶者に授与されていないとすると、配偶者による無権代理となるが、以下の事実を総合考慮すると、申立人の意思にもとづかずに配偶者が解約したとしても、配偶者に解約の代理権があると保険会社が信じるのには正当な事由があり、民法109条、110条、112条のいずれかにもとづく表見代理が成立すると考えられる。

①解約請求書の署名は配偶者の筆跡と思われるが、印影は申立人の銀行印であり、いずれ

も契約申込書の署名・印影と同一である。

②契約の有効な成立は争っておらず、少なくとも契約申込の代理権は配偶者に授与していた。

③解約返戻金の送金口座として配偶者が指定したものは、保険料引去口座としても使用されていたもので、申立人名義の銀行口座である。

(3)無権代理行為の追認について

以下の事実を総合考慮すると、申立人は、配偶者の解約を黙示的に追認していたものと評価せざるを得ない。

①解約請求書の日付からさほど遠くない日に、申立人名義の銀行口座へ解約返戻金が振込まれたと推認できる。

②保険会社は、解約が完了すると契約者に対して「解約手続完了のお知らせ」を送付しており、申立人に対しても送付されたと推認できる。

③解約後、申立人名義の銀行口座から保険料の引き去りがされなくなった。

④保険会社は、「生命保険料控除証明書」とともに「契約内容のお知らせ」を申立人に毎年送付していることが推認され、申立人は解約を知ることが十分に可能だったにもかかわらず、解約から約18年もの間、無効を申し立てていない。

2. 主張②について

上記1. より、本解約は有効であるので、支払われた解約返戻金と既払込保険料との差額の返還請求も認められない。